

# 時事新報

第千七百三十一號  
明治二十年十一月四日 金曜日  
舊丁亥九月十九日 (癸酉)  
出刊時刻  
日出版六時三十分  
月出版九時三十分  
年出版七時三十分  
西曆一千八百八十七年

時事新報定價  
時事新報ハ一年三百六十五日一日休刊セズ其代價選  
送料廣告料ハ左ノ如シ  
一紙二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓  
一箇年前金六圓  
〇郵費在內ニテ郵便ニテ送ルモノハ本定價ノ外ニ  
〇郵費在內ニテ送ルモノハ本定價ノ外ニ  
時事新報廣告料前金一行ニ付  
一行廿四文字 一日限 二日以上 七日以上 十六日以上  
自一行至十行 九錢 八錢 七錢 六錢 五錢 四錢 三錢 二錢 一錢  
三十行以上 八錢 六錢 五錢 四錢 三錢 二錢 一錢

## 時事新報

### 華族子弟の教育法

社會の上流に立つべき人に取て有用大切あるは財產門地教育の三つなれども其物の價より論じて取分け必要なるものハ教育の一事にして財產門地は之に伴ふて輕重するに免れざるなり華族諸氏は社會標準にして人民公衆の上立つべき種族なるが故に財產門地教育の三つに於ても與に備はるゝ求めざる可らざるは萬々なれども我輩が今の華族諸氏を視て尙ほ遺憾ありとする所は其財產門地は兎も角も三者中最も要用ある教育の點に至りて未だ完全なりと認る能はざるの一事に在り今の大の有様にして到底社會の標準たる可き勢力を得るの望あるやなきや聊か疑ふと容るゝ所のものなり維新以來の功勞に因て近時新華族の榮を賜はりたる者は突云はす唯専ら舊華族に就て論ずる其中にも公卿華族は殆んど云ふも足らざる少數にして他は皆大名華族からざるなれば徳川三百年の其間に祖先の功勞大に家の名聲を高き其餘餘延て現代の人々傳はり凡そ門地の點に於て何人も之に及ぶ能はざるハ勿論あり次に財產に至りては往時舊華族に大小の相違あり一様に論ず可らざれども方今日本國中にて最富の一族何れに在るやと問へば大名華族ありと答へざる可らず斯くまで大名華族たる人々が此上もなき門地財產と兼有するにも拘はらず社會又毫も勢力のあらざるは全く教育の及ぶ所ありとすれば今の華族當代の主公は皆置死其人ハ子弟にして將來受けて二世の華族たるべき貴公子の教育法は將來の社會に對して實に重大の關係を有するに相違ある可し

るまでも遙に東京の學校に於て檢定されて不適當と認められ他に已み難き事情の在る者は兎も角も若し然らざる場合に於ては之を東京に移して華族學校に入らしめ又地方に在學を許さざるものと雖も其學科程度の矢張り東京なる華族學校の模範に隨ふべきの必要あるが故に地方の在學者は獨り其學校の規律に束縛せらるゝのみならず同時に東京華族學校の學制にも服従するの責任を併つて恰も其義務と二重にせられたるの有様なきに非ず此の如く華族子弟現在に教育法は其制限至て窮屈あるものにして故さらし教育學問の世界にまで華族限りの新天地を開きたるは元來如何なる精神なりや我輩は於ても甚だ其意を解釋するに苦むものあり總して學問の世界には狹隘の區別あるべきの理なきはれハ華族の教育なり彼れは平民は學問なりと教育學問の事に入爲の境界を作りて既學の人の種類を區別せんとするが如き文明の國に於て決して勢の許さざる所よし我輩は日本華族の子弟教育上にも斯る事相の顯はれざらんとを希望するものなり特に今日に至りては華族も殖産興業若くは家計維持の目的を以て各地方に移住すると許されたるが故に其家族の引繼めあると與に從來の東京に在學したる青年の子弟もして今後地方に其教育を求むざる可らざる事情もあらざらんれば今日其如く其教育と細大悉く東京の華族學校に於て指導監督するの困難も與に増加せざるに相違ある可し我輩は諸氏其子弟と教育せざるに斯る狹隘の制限と廢止して普通民間の子弟と同窓共學を隨意自在に許したるは受くる所の其利益と今に比して莫大なる者ある可しと信するものあり

英國の貴族が社會に對して勢力を有するの大なるは日本華族と同日にして論ず可らず隨て貴族子弟の教育法に至る迄も彼れに優れるハ萬々ならんれども西洋教育論者此説を聞くに英國貴族子弟の教育は専らエトソン若くはハルロー等の如き實業學校に於てするが故に錦衣の公子騎行は少年自から一種の華奢精神を顯はせ同族相懸るの外他の風氣に浸漸する能はずして教育の完全を求むると最も困難ありと雖も米國上流社會の子弟即ち紳士金満家の門に生れたる者の教育法は尋常世間の學校に於てして別に英國の如く貴族の公子のみ就學する學校の設けなきを以て上流の子弟と雖も其教育學問の點に於ては他の子弟と同等一様にして少とも劣る所あらざるは畢竟其法の宜きを得るに因る者ならんと云へり是に由て視る時は日本華族の子弟教育も今の塾居鎖國主義を全廢して世間普通の學校に於てせしむるの利益ハ明白ある可し或ハ華族子弟の身體の虛弱にして世の強壯の青年者と伍と向する能はざるの事情もあらば格別あれども苟も然らざる者なりとせば我輩は華族諸氏將來の爲めに謀り今の教育法を不策なる者として大に改革を促さんと欲するなり

○官我中將 一昨二日東京を出發して東海道沼津驛

### 雑報

○水野傳習教師 山口縣海産水産業傳習の爲先般同地へ赴き水野水産局製造局長心得ハ井上山口縣屬と共に十六日海濱を経て同縣下第一の水産地たる大津郡に赴き土地の熱心者に傳習を始先たり元來同地方の一般に漁獲を業とし殊に捕鮭に至ては西海第一の場所柄なり同地方の漁夫ハ大抵朝鮮、對州に近海に濱き出て漁獲を爲し鰯、鰒等と朝鮮に輸出して正税の収入を得婦人は平素豊浦馬關等に魚類を賣り歩行に相應の利を収むるが故に分財產家もある由あるが水野氏の此地に到るや有志者は恰も待ち兼ねる有様にて傳習を受くる者甚だ多と云ふ

### 脚氣病預防法

大坂鐵道車醫長堀内利用氏が軍人に該病多きは何故なるやと研究し先づ化學分析上及び實験醫學上より米食と腹して麥飯を用ふる一法なるを建議したる旨ハ去る明治十七年十二月頃時事新報に掲載せしが大坂鐵道にての直ちに之れを採用して在坂歩兵第八聯隊同第廿聯隊砲兵第四聯隊工兵第二大隊編重兵第四大隊の兵食は明治十七年十二月より麥飯(挽割麥四分米六分)を用ひ、姫路營所歩兵第十聯隊は十八年二月より之れに十八十九の兩年は右諸隊を連算して患者僅に兩三名なりと處大津分營歩兵第九聯隊は十八

### 年三十名十九年に百三十

後に同隊も同じく麥飯と改め、隊中脚氣病は皆無と稱せり、て今回同氏の明治十一年度より同隊兵脚氣患者比較表と共に定すべきの真中書を同司令員右十箇年間の同隊脚氣患者比十箇年同大坂鐵道兵團脚氣患者比

### 新書患者

全癒  
十一年 五〇〇  
十二年 五九〇  
十三年 三八六  
十四年 二〇九  
十五年 二二八  
十六年 四九七  
十七年 四四五  
十八年 三三三  
十九年 二九  
二十年 二

### 郵船會社

海より去月まで毎月一次の定航となりしよまに於て當月十五日の那合本年は十二回の航海と本那合貿易商會より積み送られたる六百噸以上に登るべしと云ふといへる清國天津と日本内地官府の分は之を施行しつゝは未だ實行せざりしが明廿一

### 有志者の盡力に依りて末廣會社

設立し専ら養蠶の業を興第養蠶者が増し士族は過半逐ふて盛んするの景況あるが横濱へ持出すこととなり外

### 大坂の藍玉商況

本年阿波